

文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律案

新旧対照表

○文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号） ······

1



（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	
第五十七条 (略)	第二節 登録有形文化財 (有形文化財の登録)	現 行
3 (略)	2 文部科学大臣は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くものとする。ただし、当該登録をしようとする有形文化財が第百八十三条の五第一項の規定又は文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第二百四十九号）第十六条第一項の規定による登録の提案に係るものであるときは、この限りでない。  3 (略)	2 文部科学大臣は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くものとする。ただし、当該登録をしようとする有形文化財が第百八十三条の五第一項の規定による登録の提案に係るものであるときは、この限りでない。